

# 虐待防止策指針

医療法人仁和会

訪問看護ステーションこうなん

## 1、虐待防止に関する基本的考え方

虐待は利用者の尊厳の保持や、利用者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者及び障害者虐待防止法に基づき、利用者の人権を尊重し、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、すべての職員は本指針に従い、業務にあたることに努める。

## 2、虐待の定義

### (1)身体的虐待

暴力的行為などで利用者の身体に外傷や痛みを与える又はその恐れのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

### (2)介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

### (3)心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

### (4)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5)経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 3、虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案(以下「虐待等」という。)の発生防止などに取組むにあたって医療法人仁和会の院内虐待防止検討委員会(以下「委員会」という。)に属し、職員研修、虐待防止対策などについて準じて行うものとする。また、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

### (1)設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

### (2)虐待防止検討委員会の担当者の選任

事業所における委員会の責任者は、管理者とする。

### (3)虐待防止検討委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年1回以上開催する。
- ・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

### (4)虐待防止検討委員会の審議事項

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

- ②虐待防止のための指針、マニュアルなどの整備に関する事
- ③職員の人権意識を高めるための研修計画策定に関する事
- ④虐待防止、早期発見に向けた取り組みに関する事
- ⑤虐待が発生した場合の対応に関する事
- ⑥虐待の原因分析と再発防止に関する事

#### 4、虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1)定期的な研修の実施(年1回)
- (2)新任職員への研修の実施
- (3)その他必要な教育・研修の実施
- (4)実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

#### 5、虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1)虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、速やかに委員会を開催し、その要因となるものの除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- (2)緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察などの協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (3)虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員などに周知する。

#### 6、虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1)利用者、利用者家族、職員からの虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、虐待防止担当者とする。
- (2)利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかに解決につながるよう努める。
- (3)事業所内で虐待などが発生した場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決に繋がるよう努める。
- (4)事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5)事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

#### 7、成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業などの情報を提供し、必要に応じ、行政機関などの関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人などの連携の上、成年後見制度の利用を支援する。

## 8、虐待などに係る苦情解決方法

- (1)虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2)苦情相談窓口で受け付け内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3)対応の結果は相談者にも報告する。

## 9、利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室などに備え付ける。

## 10、その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

### 附則

この指針は、令和6年7月1日より施行する。